提供します。お問い合わせは直接、南丹市子育てすこやかセンター（68−0082）までお願いします。

●放課後児童クラブとは？

家庭保育が欠ける児童は、放課後児童クラブ（学童保育所）を利用し、放課後、指導員のもとで遊んだり、勉強したりして過ごすことが出来ます。

開設時間は小学校の授業のある日は、下校時から午後六時までです。小学校の休業期間は、原則午前九時から午後六時まで開設します。

ただし、土・日・祝日のほか年末年始は休日となります。利用料は保護者の所得の状況により決定されます。詳しくは、本庁教育委員会 社会教育課（68−0057）または、各支所教育振興係へお問い合わせください。

心身に障害がありますが制度や相談・手続きは？

☎本庁福祉事務所支援係68−0007、各支所健康福祉課

身体に障害があるため日常生活や社会生活に制約を受けている方は、身体障害者手帳の交付を受けることができます。また、知的障害がある方は療育手帳の交付を受けることができます。さまざまな障害者支援サービスや制度を利用するためには各手帳が必要です。

在宅では居宅介護サービス（ホームヘルパーやガイドヘルパーの利用）、デイサービス、短期入所（ショートステイ）、グループホーム（認知症老人など）などのほか、施設利用サービスとして日常生活などの訓練を施設で受けることも出来ます。

また、所得制限がありますが、障害の種類や程度によってタクシー利用券の交付やその他助成制度がありますのでご相談ください。

介護保険の相談は？

☎本庁健康課介護保険係68−0006、各支所健康福祉課68−0011（園部支所）、68−0022（八木支所）、68−0032（日吉支所）、68−0041（美山支所）

介護保険制度では、四十歳以上の方全員が被保険者（加入者）となって保険料を負担します。加入や脱退の手続きは、介護保険の資格の取得や喪失の事実が発生した日から自動的に行われますので、手続きの必要はありません。

●介護サービスが必要になったら？

介護保険による介護サービスが必要になったら、まず、要介護認定（寝たきりや認知症などによりサービスを必要とする状態かどうかの認定）の申請が必要です。要介護認定を受ける際は、本庁健康課または、各支所健康福祉課の介護保険の窓口へご相談ください。

高齢者支援サービスは？

☎本庁福祉事務所高齢者福祉係68−0007、各支所健康福祉課

介護保険サービスとは別に、保健福祉サービスを提供しています。高齢者が寝たきりにならないための予防や、家族の負担を軽減するためのサービスがあります。

その一つに虚弱な高齢者などが公民館などを利用して食事サービスや日常動作訓練などを受けたり、ホームヘルパーが家庭を訪問し、家事の支援、指導など日常生活の手助けをする制度があります。

このほか、老人福祉施設などに一週間程度宿泊し、体調の調整や生活習慣の指導が受けられるショートステイや栄養のバランスのとれた給食を宅配するサービスがあり、食生活の改善や健康増進と併せ、安否を確認します。

国民年金制度は？

☎本庁市民課国保医療係68−0005、各支所健康福祉課

国民年金は、老後に豊かで安心できる日々を送るためや、いつ起きるかわからない万一の時の生活の大きな支えとなるものです。

合併による住所変更に伴う手続きは必要ありません。

国民年金は、日本国内に住所のある二十歳以上六十歳未満の方は全て加入対象となります。

教育制度や相談は？

☎学校教育課68−0056、各支所の教育振興係

小中学校の通学区域は、変わ

本庁・支所のご案内

八木・日吉・美山支所

八木支所　TEL:（0771）−42−2300（八木町区域から利用される方）
TEL:（0771）−68−0020（園部、日吉、美山町区域から利用される方）
FAX:（0771）−42−5616

八木支所	
3階	教育振興係 68-0025
2階	参与室、水道事業所（上水道課 68-0053、下水道課 68-0054）、地域総務課 68-0020、建設課 68-0024
1階	健康福祉課 68-0022、産業振興課 68-0023、地域総務課税政係 68-0021